

○特定非営利活動促進法施行細則

平成十年十月三十日

宮城県規則第七十一号

改正 平成十一年三月三〇日規則第四二号

平成十二年三月三十一日規則第四八号

平成十二年一月二二日規則第二一〇号

平成十三年三月三〇日規則第三八号

平成十四年三月二九日規則第五〇号

平成十五年三月三十一日規則第三七号

平成十六年三月三十一日規則第四九号

平成十六年一月一〇日規則第一一六号

平成十七年三月一日規則第二七号

平成十九年三月二七日規則第四三号

平成二十年三月三十一日規則第四七号

平成二十年十一月二一日規則第九六号

平成二十一年三月三十一日規則第四六号

平成二十四年三月三〇日規則第三七号

平成二十七年一月五日規則第九一号

平成二十七年一月二八日規則第一三一号

平成二十八年一月二二日規則第一一八号

平成二十九年三月一七日規則第一〇号

平成二十九年一月六日規則第五三号

特定非営利活動促進法施行細則をここに公布する。

特定非営利活動促進法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）

第二章、第三章及び第五章の規定並びに特定非営利活動促進法施行条例（平成十年宮城県条例第三十四号。以下「条例」という。）の規定の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二四規則三七・一部改正)

(設立の認証申請)

第二条 条例第二条第一項の申請書は、様式第一号によるものとする。

2 条例第二条第二項第二号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

3 第一項の申請書に添付する書類のうち、法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添えるものとする。

(平一五規則三七・平二四規則三七・一部改正)

(認証申請に係る書類等の縦覧)

第三条 条例第三条第一項の規則で定める場所は、環境生活部共同参画社会推進課とする。

2 条例第三条第二項の規定による縦覧は、各地方振興事務所（宮城県仙台地方振興事務所を除く。以下同じ。）及びその支所並びに宮城県民間非営利活動プラザにおいて行うものとする。

3 条例第三条第二項の規定による縦覧は、法第十条第二項の規定による縦覧とともに終了する。

(平一一規則四二・平一二規則四八・平一三規則三八・平一四規則五〇・平一六規則四九・平二〇規則四七・平二一規則四六・一部改正、平二四規則三七・旧第四条繰上、平二九規則五三・一部改正)

(軽微な不備)

第四条 条例第四条に規定する軽微な不備は、誤記、記載漏れその他これらに類する明白な誤りに係るものとする。

(平二四規則三七・追加)

(軽微な不備の補正)

第五条 法第十条第三項の規定による補正は、様式第二号による補正書を知事に提出してするものとする。

2 前項の補正書には、補正後の条例第二条第一項に規定する申請書又は法第十条第一項各号に掲げる書類を添えるものとする。

3 前項の規定により第一項の補正書に添付する書類のうち、法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添えるものとする。

(平二四規則三七・追加)

(設立登記の届出)

第六条 法第十三条第二項の規定による届出は、様式第三号による届出書を知事に提出して

するものとする。

- 2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、財産目録にはその副本一通を、それぞれ添えるものとする。
- 3 第一項の届出書には、法第十条第一項の規定による設立の認証に係る定款を添付しなければならない。

(平二四規則三七・旧第五条繰下・一部改正)

(役員の変更等の届出)

第七条 法第二十三条第一項の規定による届出は、様式第四号による届出書を知事に提出してするものとする。

- 2 前項の届出書に添付する役員名簿には、副本一通を添えるものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、法第二十三条第二項の規定の適用がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第十条第一項第二号ハに掲げる書類を提出することを要しない。

一 知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）及び同条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）を除く。）の提供を受けるとき。

二 知事が住民基本台帳法第三十条の十五第一項の規定により、当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報（個人番号及び住民票コードを除く。）を利用するとき。

(平二四規則三七・旧第六条繰下・一部改正、平二七規則九一・平二七規則一三一・一部改正)

(定款の変更の認証申請等)

第八条 条例第六条第一項の申請書は、様式第五号によるものとする。

- 2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第二十五条第四項の規定により添付する変更後の定款並びに当該変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第二十六条第二項の規定により添付する法第十条第一項第二号イの書類には、それぞれ副本一通を添えるものとする。

- 3 第三条第二項及び第三項の規定は条例第六条第二項において準用する条例第三条第二項の規定による縦覧について、第四条及び第五条の規定は法第二十五条第五項において準用する法第十条第三項の規定による補正について準用する。この場合において、第五条第

一項中「第十条第三項」とあるのは「第二十五条第五項において準用する法第十条第三項」と、同条第二項中「第二条第一項」とあるのは「第六条第一項」と、「第十条第一項各号に掲げる書類」とあるのは「第二十五条第四項の規定により知事に提出する社員総会の議事録の謄本、変更後の定款又は当該定款の変更の日の属する事業年度若しくは翌事業年度の事業計画書若しくは活動予算書又は法第二十六条の規定により知事に提出する法第十条第一項第二号イに掲げる書類及び事業報告書等」と、同条第三項中「第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるもの」とあるのは「第二十五条第四項の規定により知事に提出する変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び活動予算書並びに法第二十六条第二項の規定により知事に提出する法第十条第一項第二号イに掲げる書類及び事業報告書等」と読み替えるものとする。

(平一五規則三七・一部改正、平二四規則三七・旧第七条繰下・一部改正)

(変更の認証後の定款の提出)

第九条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第三項の規定による定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく、当該変更の認証に係る変更後の定款を提出しなければならない。

(平二四規則三七・追加)

(定款の変更の届出)

第十条 条例第七条の届出書は、様式第六号によるものとする。

2 前項の届出書に添付する書類のうち変更後の定款には、副本一通を添えるものとする。

(平二四規則三七・追加)

(定款の変更の登記に係る届出)

第十一条 法第二十五条第七項の規定による提出は、様式第七号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書には、その写し一通を添えるものとする。

(平二四規則三七・追加)

(事業報告書等の提出)

第十二条 法第二十九条の規定により提出する書類には、それぞれ副本一通を添えるものとする。

(平一五規則三七・平二〇規則九六・一部改正、平二四規則三七・旧第九条繰下・一部改正)

(事業報告書等の閲覧等)

第十三条 条例第九条第一項の規則で定める場所は、環境生活部共同参画社会推進課とする。

2 条例第九条第二項（条例第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧は、各地方振興事務所及びその支所並びに宮城県民間非営利活動プラザにおいて行うものとする。

（平一一規則四二・平一二規則四八・平一三規則三八・平一四規則五〇・平一六規則四九・平二〇規則四七・平二一規則四六・一部改正、平二四規則三七・旧第十条繰下・一部改正）

（成功の不能による解散の認定の申請）

第十四条 条例第十条の申請書は、様式第八号によるものとする。

（平二四規則三七・旧第十一条繰下・一部改正）

（解散の届出等）

第十五条 法第三十一条第四項の規定による届出は、様式第九号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えるものとする。

（平一五規則三七・平一七規則二七・平二〇規則九六・一部改正、平二四規則三七・旧第十二条繰下・一部改正）

（清算中の清算人の届出）

第十六条 法第三十一条の八の規定による届出は、様式第十号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えるものとする。

（平二四規則三七・追加）

（残余財産の譲渡の認証申請）

第十七条 条例第十一条の申請書は、様式第十一号によるものとする。

（平二四規則三七・旧第十三条繰下・一部改正）

（清算終了の届出）

第十八条 法第三十二条の三の規定による届出は、様式第十二号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えるものとする。

(平一七規則二七・平二〇規則九六・一部改正、平二四規則三七・旧第十四条繰下・一部改正)

(合併の認証申請等)

第十九条 条例第十二条第一項の申請書は、様式第十三号によるものとする。

- 2 第二条第二項及び第三項の規定は前項の申請書に添付する書類について、第三条第二項及び第三項の規定は条例第十二条第二項において準用する条例第三条第二項の規定による縦覧について、第四条及び第五条の規定は法第三十四条第五項において準用する法第十条第三項の規定による補正について準用する。この場合において、第五条第一項中「第十条第三項」とあるのは「第三十四条第五項において準用する法第十条第三項」と、同条第二項中「第二条第一項」とあるのは「第十二条第一項」と、「第十条第一項各号に掲げる書類」とあるのは「第十条第一項各号（第六号を除く。）に掲げる書類及び法第三十四条第四項に規定する社員総会の議事録」と読み替えるものとする。

(平二四規則三七・旧第十五条繰下・一部改正)

(合併の場合の財産目録等の備置き等)

第二十条 法第三十五条第一項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置かなければならない。

(平二四規則三七・旧第十六条繰下・一部改正)

(合併登記の届出)

第二十一条 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出は、様式第十四号による届出書を知事に提出してするものとする。

- 2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、財産目録には副本一通を、それぞれ添えるものとする。
- 3 第一項の届出書には、法第三十四条第三項の規定による合併の認証に係る定款を添付しなければならない。

(平二四規則三七・旧第十七条繰下・一部改正)

(検査の際の身分証明書)

第二十二条 法第四十一条第三項(法第六十四条第七項において準用する場合を含む。)の証明書は、様式第十五号によるものとする。

(平二四規則三七・旧第十八条繰下・一部改正)

(認定の申請)

第二十三条 条例第十三条の申請書は、様式第十六号によるものとする。

- 2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添えるものとする。

(平二四規則三七・追加)

(認定の有効期間の更新)

第二十四条 条例第十四条の申請書は、様式第十七号によるものとする。

(平二四規則三七・追加)

(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人による定款の変更の届出等)

第二十五条 第七条、第十条及び第十一条の規定は、条例第十五条に規定する認定特定非営利活動法人が、法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条並びに法第二十五条第六項及び第七項の規定による届出又は提出を知事にする場合に適用する。

- 2 前項の規定により届出又は提出をする場合には、第七条第二項、第十条第二項及び第十一条第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する副本又は写しの添付を要しない。

(平二四規則三七・追加)

(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人による議事録の謄本等の提出)

第二十六条 条例第十六条の届出書は、様式第十八号とする。

(平二四規則三七・追加)

(代表者の氏名の変更の届出)

第二十七条 法第五十三条第一項の規定による届出は、様式第十九号による届出書を知事に提出してするものとする。

(平二四規則三七・追加)

(役員報酬規程等の提出)

第二十八条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、様式第二十号による届出書を知事に提出してするものとする。

- 2 前項の届出書には、当該書類の副本を添えるものとする。
- 3 条例第十五条に規定する認定特定非営利活動法人が、第一項の届出書を提出する場合には、前項の規定にかかわらず、副本の添付を要しない。

(平二四規則三七・追加)

(助成金の支給に関する書類の提出)

第二十九条 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、様式第二十一号による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、法第五十四条第三項の書類の副本を添えるものとする。

3 前条第三項の規定は、第一項の届出書を提出する場合に準用する。

(平二四規則三七・追加、平二八規則一一八・一部改正)

(役員報酬規程等の閲覧等)

第三十条 条例第十九条第一項の規則で定める場所は、環境生活部共同参画社会推進課とする。

2 条例第十九条第二項の規定による閲覧は、各地方振興事務所及びその支所並びに宮城県民間非営利活動プラザにおいて行うものとする。

(平二四規則三七・追加)

(特例認定の申請)

第三十一条 条例第二十条の申請書は、様式第二十二号によるものとする。

2 第二十三条第二項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(平二四規則三七・追加、平二八規則一一八・一部改正)

(認定に係る規定の特例認定への準用)

第三十二条 第二十五条から第三十条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(平二四規則三七・追加、平二八規則一一八・一部改正)

(合併による認定又は特例認定の承継)

第三十三条 条例第二十二条の申請書は、様式第二十三号によるものとする。

(平二四規則三七・追加、平二八規則一一八・一部改正)

(電磁的記録による備置きの方法)

第三十四条 条例第二十四条第二項の規則で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかとする。

一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより備え置く方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により



読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

- 2 特定非営利活動法人が、前項の規定による電磁的記録の備置きを行う場合は、必要に応じて電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明りょうかつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならない。

(平一九規則四三・追加、平二四規則三七・旧第二十条繰下・一部改正)

(電磁的記録による作成の方法)

第三十五条 条例第二十五条第二項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(平一九規則四三・追加、平二四規則三七・旧第二十一条繰下・一部改正)

(電磁的記録による閲覧の方法)

第三十六条 条例第二十六条第二項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面又は紙面に表示する方法とする。

(平一九規則四三・追加、平二四規則三七・旧第二十二条繰下・一部改正)

(雑則)

第三十七条 法、条例及びこの規則の規定により知事に対して提出する書類は、日本工業規格A列四番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

(平一五規則三七・一部改正、平一九規則四三・旧第二十条繰下、平二四規則三七・旧第二十三条繰下)

附 則

この規則は、法の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所又は居所

氏名

印

電話番号

設立認証申請書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 上記3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申請書には次の書類を添付すること。
  - ① 定款(法第10条第1項第1号) [2部]
  - ② 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第10条第1項第2号イ) [2部]
  - ③ 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(法第10条第1項第2号ロ)
  - ④ 各役員の住所又は居所を証する書面(法第10条第1項第2号ハ)(条例第2条第4項の規定により添付を要しないこととされる場合を除く。)
  - ⑤ 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(法第10条第1項第3号)
  - ⑥ 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(法第10条第1項第4号)
  - ⑦ 設立趣旨書(法第10条第1項第5号) [2部]
  - ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本(法第10条第1項第6号)
  - ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(法第10条第1項第7号) [2部]
  - ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書(法第10条第1項第8号) [2部]

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者の住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は特定非営利活動法人の名称  
申請者又は代表者氏名 ㊟  
電話番号

補正書

年 月 日に申請した について不備がありましたので、  
特定非営利活動促進法第10条第3項(法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場  
合を含む。)の規定により、下記のとおり補正します。

記

補正する書類	補正の理由	補正の内容	
		補正前	補正後

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 補正書には、特定非営利活動促進法施行細則第6条第2項に規定する書類を添付すること。
- 3 次の書類の補正を行う場合には、補正後の書類の副本を添付すること。
  - ① 定款(法第10条第1項第1号)
  - ② 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第10条第1項第2号イ)
  - ③ 設立趣旨書(法第10条第1項第5号)
  - ④ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(法第10条第1項第7号)
  - ⑤ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(法第10条第1項第8号)

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名 ㊟  
電話番号

設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項及び特定非営利活動促進法施行細則第6条第3項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この届出書の提出に併せて、次の書類をそれぞれ1部提出すること。
  - ① 登記事項証明書の写し
  - ② 財産目録の副本
  - ③ 定款

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
電話番号



役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第53条第1項の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記載し、補欠のため又は増員により就任した場合には、併せて、その旨を付記すること。ただし、任期満了と同時に再任した場合には、再任と記載すれば足りる。
- 3 「役名」の欄には、理事、監事等の別を記載すること。
- 4 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 5 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 6 役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)には、次の書類を添付すること。
  - ① 当該役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(法第23条第2項)
  - ② 当該各役員の住所又は居所を証する書面(法第23条第2項)(第8条第3項の規定により提出を要しないこととされる場合を除く。)
- 7 この届出書には、変更後の役員名簿の副本を添付すること(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が届け出る場合を除く。)
- 8 宮城県知事が所轄庁である認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人のうち宮城県の区域外に従たる事務所を設置するものが法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される法第23条の規定により、宮城県知事以外の関係知事に提出する場合には、提出先の都道府県が定めるところによること。

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
電話番号



定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する認証を受けたいので、申請します。  
記

1 変更の内容

現行(旧)	変更後(新)	備考

2 変更の理由

(備考)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 上記1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨を「備考」の欄に記載すること。
- 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(法第25条第4項)〔1部〕、変更後の定款(法第25条第4項)〔2部〕並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。)(法第25条第4項)〔2部〕を添付すること。
- 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、3に掲げる書類のほか、次の書類を添付すること。
  - 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第26条第2項)〔2部〕
  - 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(法第26条第2項)
  - 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録)(法第26条第2項)〔2部〕
- 法第52条第3項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、3及び4に掲げる書類のほか、次の書類を添付すること。
  - 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し(特例認定特定非営利活動法人は除く。)、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し並びに同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
  - 認定又は特例認定の通知書の写し
  - 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する次の書類の写し
    - 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
    - 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び次に掲げる事項
      - 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
      - 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
      - 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
        - 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
        - 役員等との取引
      - 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
      - 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
      - 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
  - 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
  - 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
電話番号



定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

変更前(旧)	変更後(新)	変更時期

2 変更の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 上記1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
- 3 この届出書には、変更後の定款の副本を添付すること(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が届け出る場合を除く。)
- 4 宮城県知事が所轄庁である認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人のうち宮城県の区域外に従たる事務所を設置するものが法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される同法第25条第6項の規定により、宮城県知事以外の関係知事に提出する場合には、提出先の都道府県が定めるところによること。

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名 ㊟  
電話番号

定款の変更の登記完了届出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、登記事項証明書を提出します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この提出書には、登記事項証明書の写しを添付すること(知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が提出する場合を除く。)
- 3 宮城県知事が所轄庁である認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人のうち宮城県の区域外に従たる事務所を設置するものが法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される同法第25条第6項の規定により、宮城県知事以外の関係知事に提出する場合には、提出先の都道府県が定めるところによること。



様式第8号(第14条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

解 散 認 定 申 請 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項に規定する認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法  
(備考)
  - 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
  - 2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。(法第31条第3項)

様式第9号(第15条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
清算人 住所又は居所  
氏名  
電話番号

印

解 散 届 出 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第( )号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

(備考)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 ( )の部分には、解散事由の区分に応じて、「1」「2」「4」又は「6」を記入すること。

(参考)

特定非営利活動促進法第31条第1項での解散事由の区分は次のとおり。(抜粋)

第1号 社員総会の決議

第2号 定款で定めた解散事由の発生

第4号 社員の欠乏

第6号 破産手続開始の決定

3 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式第10号(第16条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
清算人 住所又は居所  
氏名  
電話番号

印

清 算 人 就 任 届 出 書

下記のとおり(特定非営利活動法人の名称)の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日  
(備考)
  - 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
  - 2 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式第11号(第17条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

印

電話番号

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項に規定する認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 上記2には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

様式第12号(第18条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
清算人 住所又は居所  
氏名 印  
電話番号

清 算 結 了 届 出 書

(特定非営利活動法人の名称)の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式第13号(第19条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称  
代表者氏名 印  
電話番号  
主たる事務所の所在地  
合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称  
代表者氏名 印  
電話番号  
合併認証申請書

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 ( )特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ( )の部分には、合併の態様に応じて「合併後存続する」又は「合併によって設立する」を記入すること。
- 3 上記3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 4 申請書には次の書類を添付すること。
  - ① 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本(法第34条第4項)
  - ② 定款(法第10条第1項第1号)〔2部〕
  - ③ 役員名簿(役員(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第10条第1項第2号イ)〔2部〕
  - ④ 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(法第10条第1項第2号ロ)
  - ⑤ 各役員の住所又は居所を証する書面(法第10条第1項第2号ハ)(条例第2条第4項の規定により添付を要しないこととされる場合を除く。)
  - ⑥ 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(法第10条第1項第3号)
  - ⑦ 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(法第10条第1項第4号)
  - ⑧ 合併趣旨書(法第10条第1項第5号)〔2部〕
  - ⑨ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(法第10条第1項第7号)〔2部〕
  - ⑩ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書(法第10条第1項第8号)〔2部〕

様式第14号(第21条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
電話番号



合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項及び特定非営利活動促進法施行細則第21条第3項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この届出書の提出に併せて、次の書類をそれぞれ1部提出すること。
  - ① 登記事項証明書の写し
  - ② 財産目録の副本
  - ③ 定款(合併認証時に提出した定款の内容に変更がないときは、省略できる。)

様式第15号(第22条関係)

<表 面>

第 号	
所 属	
職 名	
氏 名	
特定非営利活動促進法第41条第3項(同法第64条第7項において準用される場合を含む。)の規定による職員の証	写 真
年 月 日発行	
宮 城 県 知 事	印

<裏 面>

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第1項及び第64条第1項の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する権限を有する。

特定非営利活動促進法抜粋

(報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 略

(報告及び検査)

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3～7 略

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格B列8番とする。



認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

年 月 日	主たる事務所の所在地	〒 電 話( ) ー		
	(フリガナ)			
宮城県知事 殿	申請者の名称			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名	㊟		
	設立年月日	年 月 日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準  <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
	事業年度	月 日～ 月 日		
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有・無 〔自 年 月 日〕 〔至 年 月 日〕		
	過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日)	有・無 ( 年 月 日)		
	認定取消の有無 (取 消 日)	( 有・無 ( 年 月 日)		
	特例認定取消の有無 (取 消 日)	( 有・無 ( 年 月 日)		
特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので申請します。				
(現に行っている事業の概要)				
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役 職	
〒 電 話( ) ー				
〒 電 話( ) ー				

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 事務所の所在地は、町名及び地番まで記載すること。
- 3 申請書には次の書類(法第44条第1項第1号ハに掲げる基準に該当する特定非営利活動法人が申請する場合には、①の書類を除く。)を添付すること。
  - ① 実績判定期間内の日を含む各事業年度(その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間)。以下同じ。)の寄附者名簿(各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名(法人にあつては、その名称)及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。)(法第44条第2項第1号)
  - ② 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類(法第44条第2項第2号)〔2部〕
  - ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(法第44条第2項第3号)〔2部〕



様式第18号(第26条関係)

知事が所轄庁でない認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)  
が定款の変更の認証を受けた場合の議事録の謄本等の提出書

年 月 日	主たる事務所の所在地	〒 電話( ) —
	その他の事務所の所在地	〒 電話( ) —
宮城県知事 殿	(フリガナ) 法 人 名	.....
	(フリガナ) 代表者の氏名	..... ㊟
	認定(特例認定) の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり提出します。

定款変更の 認証日	定 款 変 更 の 内 容	添 付 書 類	チェック
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員総会の議事録の謄本</li> <li>・変更後の定款</li> </ul>	<input type="checkbox"/>  <input type="checkbox"/>

様式第19号(第27条関係)

認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の代表者変更届

年 月 日   宮城県知事 殿	主たる事務所の 所在地	〒  電話(    )    —
	(フリガナ) 法人名	
	(フリガナ) 代表者の氏名	㊟
	認定(特例認定) の有効期間	自    年    月    日 至    年    月    日

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり提出します。

異動年月日	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名

様式第20号(第28条関係)

認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の役員報酬規程等届出書

年 月 日  宮城県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒 電 話( ) —	
	(フリガナ) 法 人 名	-----	
	(フリガナ) 代 表 者 の 氏 名	----- ㊟	
	認定(特例認定)の有効期間	事 業 年 度	
	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	

特定非営利活動促進法第55条第1項(第62条において準用する場合を含む。)の規定により、第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を提出します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「主たる事務所の所在地」欄には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 届出書には次の書類を添付すること。
  - ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程〔2部〕
  - ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める次の事項を記載した書類〔2部〕
    - (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
    - (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
    - (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
      - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
      - ロ 役員等との取引
  - (4) 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
  - (5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
  - (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
  - (7) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日
- ③ 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。), 第4号イ及びロ, 第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類〔2部〕

様式第21号(第29条関係)

認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)の助成金支給実績届出書

年 月 日  宮城県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒	電 話( )	—
	(フリガナ) 法 人 名	-----		
	(フリガナ) 代 表 者 の 氏 名	----- ㊟		
	認定(特例認定)年月日	年	月	日
	認定(特例認定)の有効期間	自	年 月 日	至 年 月 日

特定非営利活動促進法第55条第2項(第62条において準用する場合を含む。)の規定により、助成の実績を記載した書類を提出します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この届出書に添付する書類には、支給日、支給対象者、支給金額、助成対象の事業等を記載すること。
- 3 この届出書に添付する書類には、副本を添えること。



様式第23号(第33条関係)

合併に係る認定特定非営利活動法人(特例認定特定非営利活動法人)  
の地位の承継についての認定申請書

年 月 日	主たる事務所の所在地	〒		電話( ) —
	(フリガナ)			
	申請者の名称			
宮城県知事 殿	(フリガナ)			
	代表者の氏名	㊟		
	認定(特例認定)年月日	年 月 日	法第63条第1項申請において適用するパブリックサポートテスト基準	
	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 特例認定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
	事業年度	月 日～ 月 日		
特定非営利活動促進法第63条〔第1項〕の合併の認定を受けたいので申請します。				
法 人 名		主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)		電 話( ) —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話( ) —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話( ) —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外



(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「主たる事務所の所在地」欄には、町名及び地番まで記載すること。
- 3 法第63条第1項の合併の認定を受けようとするときは、申請書には次の書類(合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人が法第63条第5項の規定により読み替えて準用される法第44条第1項第1号ハに掲げる基準に該当する場合には、①の書類を除く。)を添付すること。
  - ① 法第63条第5項の規定により読み替えて準用される法第44条第3項に規定する実績判定期間内の日を含む各事業年度(その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間)。以下同じ。)の寄附者名簿(各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。)(法第44条第2項第1号)
  - ② 法第63条第5項の規定により読み替えて準用される法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第63条第5項の規定により準用される法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類(法第63条第5項の規定により読み替えて準用される法第44条第2項第2号)〔2部〕
  - ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(法第63条第5項の規定により読み替えて準用される法第44条第2項第3号)〔2部〕
- 4 3②の書類のうち次に掲げる基準に適合する旨を説明する書類については、それぞれの基準ごとに定める方法により記載すること。
  - ① 法第63条第5項の規定により読み替えて準用される法第45条第1項第1号、第2号並びに第4号ハ及びニに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして作成すること。
  - ② 法第63条第5項の規定により読み替えて準用される法第45条第1項第9号(同項第5号ロに係る部分を除く。)に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて作成すること。
  - ③ 法第63条第5項の規定により読み替えて準用される法第45条第1項第9号(同項第5号ロに係る部分に限る。)に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(いずれも実績判定期間中に法第44条第1項の認定又は法第58条第1項の特例認定を受けていた期間が含まれるものに限る。)のそれぞれについて作成すること。
  - ④ 法第63条第5項の規定により読み替えて準用される法第45条第1項第8号に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(いずれも実績判定期間中に法第44条第1項の認定又は法第58条第1項の特例認定を受けていた期間が含まれるものを除く。)のそれぞれについて作成すること。
- 5 法第63条第2項の合併の認定を受けようとするときは、申請書には、次の書類を添付すること。
  - ① 法第63条第5項の規定により読み替えて準用される法第45条第1項各号(第1号を除く。)に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第63条第5項の規定により準用される法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類(法第63条第5項の規定により読み替えて準用される法第44条第2項第2号)〔2部〕
  - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類(法第63条第5項の規定により読み替えて準用される法第44条第2項第3号)〔2部〕

6 5①の書類のうち次に掲げる基準に適合する旨を説明する書類については、それぞれの基準ごとに定める方法により記載すること。

- ① 法第63条第5項の規定により読み替えて準用される法第45条第1項第2号並びに第4号ハ及びニに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして作成すること。
- ② 法第63条第5項の規定により読み替えて準用される法第45条第1項第9号(同項第5号ロに係る部分を除く。)に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて作成すること。
- ③ 法第63条第5項の規定により読み替えて準用される法第45条第1項第9号(同項第5号ロに係る部分に限る。)に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(いずれも特例認定特定非営利活動法人であるものに限る。)のそれぞれについて作成すること。
- ④ 法第63条第5項の規定により読み替えて準用される法第45条第1項第8号に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(いずれも特例認定特定非営利活動法人であるものを除く。)のそれぞれについて作成すること。

附 則（平成十一年規則第四二号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年規則第四八号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年規則第二一〇号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年規則第三八号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年規則第五〇号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年規則第三七号）

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則（平成十六年規則第四九号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年規則第一一六号）

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成十七年規則第二七号）

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則（平成十九年規則第四三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第四七号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第九六号）

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十一年規則第四六号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年規則第三七号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第九一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第一三一号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の特定非営利活動促進法施行細則の規定の適用については、当分の間、同規則第七条第三項第一号中「(以下「個人番号」という。)&及び同条第十三号に規定する住民票コード(以下「住民票コード」という。)」とあるのは「(以下「個人番号」という。)」と、同項第二号中「個人番号及び住民票コード」とあるのは「個人番号」とする。

附 則 (平成二八年規則第一一八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二九年四月一日)

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正法による改正前の特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「旧法」という。)第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人によるこの規則の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類の提出については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年規則第一〇号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年規則第五三号)

この規則は、平成二十九年十月十日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（平15規則37・全改，平24規則37・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（平24規則37・全改）

様式第3号（第6条関係）

（平24規則37・全改）

様式第4号（第7条関係）

（平24規則37・全改，平28規則118・一部改正）

様式第5号（第8条関係）

（平24規則37・全改，平28規則118・一部改正）

様式第6号（第10条関係）

（平24規則37・全改，平28規則118・一部改正）

様式第7号（第11条関係）

（平24規則37・全改，平28規則118・一部改正）

様式第8号（第14条関係）

（平15規則37・一部改正，平24規則37・旧様式第6号繰下・一部改正）

様式第9号（第15条関係）

（平15規則37・平16規則116・平17規則27・一部改正，平24規則37・旧様式第7号繰下・一部改正）

様式第10号（第16条関係）

（平15規則37・平17規則27・平20規則96・一部改正，平24規則37・旧様式第8号繰下・一部改正）

様式第11号（第17条関係）

（平15規則37・一部改正，平24規則37・旧様式第9号繰下・一部改正）

様式第12号（第18条関係）

（平15規則37・平17規則27・平20規則96・一部改正，平24規則37・旧様式第10号繰下・一部改正）

様式第13号（第19条関係）

（平15規則37・全改，平24規則37・旧様式第11号繰下・一部改正）

様式第14号（第21条関係）

（平24規則37・追加）

様式第15号（第22条関係）

（平24規則37・追加，平28規則118・一部改正）

様式第16号（第23条関係）

（平24規則37・追加，平28規則118・一部改正）

様式第17号（第24条関係）

（平24規則37・追加）

様式第18号（第26条関係）

（平24規則37・追加，平28規則118・一部改正）

様式第19号（第27条関係）

（平24規則37・追加，平28規則118・一部改正）

様式第20号（第28条関係）

（平24規則37・追加，平28規則118・平29規則10・一部改正）

様式第21号（第29条関係）

（平24規則37・追加，平28規則118・一部改正）

様式第22号（第31条関係）

（平24規則37・追加，平28規則118・旧様式第23号繰上・一部改正）

様式第23号（第33条関係）

（平24規則37・追加，平28規則118・旧様式第24号繰上・一部改正）